

北庄内合併協議会 第2回 第4小委員会

日 時：平成17年2月16日（水）
午後3時～

場 所：庄内情報プラザ 601号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

農業委員会委員の在任特例の取扱いについて

4 そ の 他

5 閉 会

農業委員会委員の在任特例の取扱いについての協議結果

1 市 3 町での協議結果

市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者が、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する期間は、新市設置の日から平成17年11月30日までの間とする。

【協議経過】

農業委員会の委員の在任特例期間については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、同条第4項及び第6条第8項の規定により、合併関係市町村が協議して定め、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示することとなっている。

このため、提案予定の合併関連議案には、農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議を議案として提案し、その協議書には、在任特例期間について新市設置の日から2か月以内の間の具体的な期日を定める必要がある。

第2回北庄内合併協議会で、新市の合併期日が平成17年11月1日で確認されたことにより、農業委員会の委員の在任特例期間は、平成17年11月1日から平成17年12月31日までの間で設定できるため、次の点に配慮しながら、農業委員代表者会議の意見を踏まえ、分科会及び部会において協議を行ってきた。

在任特例期間はできるだけ短期間としながら、事務の空白期間による農家等への支障が無いようにすること。

農業委員会の許認可を含めた事務全般において、総会や部会等の開催、その後の事務調整の流れを考えた場合、月末に設定することが望ましいこと。

12月定例議会の開催期間を考慮した場合、過去の酒田市議会の開催期日を参考にすると、12月4日前後から12月20日前ぐらいまでの開催となっており、12月中の設定は避けるべきであること。

以上のことを総合的に協議した結果、在任特例の期間は、新市設置の日から平成17年11月30日までの間とすることとした。

第1回北庄内農業委員代表者会議	平成16年12月20日(月)
第1回農業委員会分科会	平成16年12月27日(月)
第2回農業委員会分科会	平成17年 1月24日(月)
第2回北庄内農業委員代表者会議	平成17年 2月 4日(金)
第1回農林水産部会	平成17年 2月 7日(月)

参 考

【北庄内合併協議会 調整方針(抜粋)】

(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【協議経過概要】

新市は、広大な農地面積と多くの農業者を有することになり、事務処理件数も多く、設置選挙を選択することにより、短期間ではあれ事務の空白期間による農家等への支障が出る可能性があることから、在任特例制度を適用することとした。

在任特例の適用期間については、合併の期日等を考慮しながら、できるだけ短期間の在任特例とするものであり、具体的な期日については、合併までに関係市町で協議の上設定することとした。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに認証された合併市町村とみなす。
- 4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

第 6 条

- 8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。